

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年9月6日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1700078号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1700090号

## 第1 結論

昭和49年6月1日から昭和50年10月1日までの期間について、請求者のA社B支店(後に、C社)における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

昭和50年10月1日から昭和53年8月16日までの期間について、請求者のA社営業本部(後に、C社)における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年6月1日から昭和50年10月1日まで  
② 昭和50年10月1日から昭和53年8月16日まで

厚生年金保険の記録では、A社B支店に勤務していた請求期間①及び同社営業本部に勤務していた請求期間②に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低く記録されている。

当時の給与について、現在、給与明細書は所持していないが、入社3か月目からは18万円、2年目からは20万円を超えていたと記憶しているので、調査の上、請求期間①及び②に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社B支店及び同社営業本部は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主は死亡しており、C社の元取締役も当時の資料は残っていないと回答していることから、請求者の請求期間①及び②における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求期間当時、C社又はA社において管理職であった複数の者は、A社全体の給与及び社会保険関係の業務は全てC社が行っており、毎月の給与において営業成績に応じて支払われる出来高給のような制度はなく、請求期間当時の管理職の給与からみても、新入社員で月額18万円ないし20万円の給与は考えられない旨を回答又は陳述している。

さらに、請求者と同じ日にA社B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得している者及び請求者と同じ日にA社B支店から同社営業本部に異動している者に照会したところ、請求期間①及び②の給与支給額について標準報酬月額と差異があったと回答した者はいない上、A

社B支店及び同社営業本部に係る事業所別被保険者名簿においても、請求者の標準報酬月額の記事内容に不備はなく、遡って標準報酬月額の訂正処理が行われた形跡もないなど、請求者の標準報酬月額の記録に不自然な点はみられない。

このほか、請求期間①及び②について、請求者は、給与明細書等の資料を所持していない上、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①及び②について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。